

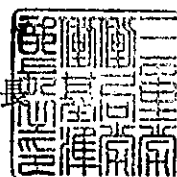


三労基発 1121 第 2 号
令和元年 11 月 21 日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局労働基準部長



「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」等に関する対応について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、ギャンブル等依存症対策の一層の充実を図るため、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向けて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から各都道府県知事等あて「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年 9 月 17 日付け障発 0917 第 4 号）（以下「関係通達」という。）が通知されているところです。当該通知では、都道府県等において、地域の関係者が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」（以下「連携会議」という。）を開催することとされており、その会議の構成員として想定される者には産業保健総合支援センターも含まれているところです。

つきましては、本年 4 月 19 日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）も踏まえ、下記のとおり、ギャンブル等依存症対策に関する職場における普及啓発に御協力をお願いいたします。

記

1 連携会議への参画等の協力

関係通達では、各都道府県等は、地域の実情等を踏まえた連携会議を開催することとされており、その会議の構成員として想定される者として、産業保健総合支援センターが挙げられています。そのため、都道府県等から連携会議への参画等を依頼された際には、御協力いただきますようお願いいたします。

いたします。

2 ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知

事業場の産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合に相談窓口等を紹介できるよう、必要な取組を行うとともに、貴センターのウェブサイト等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症の別添リーフレット等の周知をお願いします。また、以下URLのとおり、厚生労働省の依存症対策のページにおいて、相談窓口や医療機関、自助グループ等の情報を掲載しておりますので、ウェブサイトの掲載に当たっては、当該ページにリンクを貼る等、適宜活用いただきますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

3 都道府県等が実施する依存症支援者研修への参加

事業場の産業保健スタッフ等から相談が寄せられた際に、ギャンブル等依存症の説明や適切な相談窓口を案内する等の連携が図られるよう、地域の実情等を踏まえ、都道府県等から依存症支援者研修の案内があった場合には、貴センターの職員等の受講をお願いいたします。